



No.23

mi.ra.i.e

つなごう・未来へ

出版に働くものだからこそ、できること

2017年9月10日発行

編集・発行 出版労連（日本出版労働組合連合会）〒113-0033 東京都文京区本郷 4-37-18 いろは本郷ビル 2階

TEL 03-3816-2911 FAX 03-3816-2980 E-mail rouren@syuppan.net URL <http://www.syuppan.net/>

「戦争できる国」へ 壊憲の足音



安倍首相らの9条「加憲」論を考える

清水 雅彦（日本体育大学教授・憲法学）

今年5月3日の民間憲法臨調・美しい日本の憲法をつくる国民の会共催の第19回公開憲法フォーラムで、安倍首相は憲法9条に自衛隊の存在を明記するいわゆる「加憲」案（「『9条1項、2項を残しつつ、自衛隊を明文で書き込む』という考え方、これは、国民的な議論に値するのだろう、と思います」と発言）を提示した。

この案に影響を与えていると思われるのが、日本会議常任理事・政策委員でもある伊藤哲夫日本政策研究センター代表の主張である。伊藤氏は同センター発行の『明日への選択』2016年9月号掲載論文「『三分の二』獲得後の改憲戦略」で、「加憲」論について「『三分の二』の重要な一角たる公明党の主張に単に適合させる、といった方向性だけに留まらないことをまず指摘したい。むしろ護憲派に

こちら側から揺さぶりをかけ、彼らに昨年のような大々的な『統一戦線』を容易には形成させないための積極戦略でもある」「まずはかかる道で『普通の国家』になることをめざし、その上でいつの日か、真の『日本』にもなっていくということだ」と述べたように、この案は戦略的なさらなる改憲のための論考といえる。

さらに、今年5月3日に日本政策研究センターが発行した『これがわれらの憲法改正提案だ 護憲派よ、それでも憲法改正に反対か？』で、伊藤氏は公明党だけでなく日本維新の会や民進党の一部も巻き込むことを考えて、この「加憲」論を提案している。

従来の自民党の改憲案と比べると、2005年の「新憲法草案」では9条2項を削除し、9条の2で自衛軍の保持を明記し、2012年の「日本国憲法改正草案」では9条2項に自衛

権発動を正当化する文言を加え、9条の2で国防軍の保持を明記していた。これまでの改憲論の主流は9条2項削除や改正であり、2項を残す「加憲」論は条文形式の改憲案としては1981年と93年の自主憲法期成議員同盟の案くらいしかなかった。この点で、9条「加憲」論自体は、従来の改憲論からすれば後退しており、平和運動の成果といえる。

しかし、先に見たように政治的には手強い改憲論である。そして、9条に自衛隊の存在を明記することは、憲法上「自衛隊違憲」が言えなくなることを意味し、単なる現状追認ではない。憲法学界では現在でも自衛隊違憲論が多数派を占め、このような自衛隊違憲論があったことで、自衛隊は憲法9条で保持が禁止されている戦力ではない・「実力」にすぎない（軍隊ではない）、「専守防衛」に努める、海外派兵はできない、集団的自衛権の行使はできない、という歯止めをかけてきた。憲法に自衛隊の存在を明記すれば、これまで

の歯止めがなくなる。「戦争法」で集団的自衛権も行使できるようになった自衛隊を正当化することになるし、今後は「軍隊」に向けてのさらなる改憲が予想される。

また、法学一般の「後法優先の原則」からすれば、9条「加憲」論は9条2項の「空文化」「死文化」をもたらすことになる。この点で、「加憲」よりは「改憲」「壊憲」と表現した方がいいであろう。憲法学界では、憲法の改正には限界があるという限界説が通説となっており、「普通の国」の軍隊をもたらす改憲は改正の限界を超えているともいえる。

安倍政権は戦争法で法律上自衛隊が海外で戦争ができる状態にした。今回の「加憲」論は「戦争法は違憲」との主張を無力化し、憲法上「戦争ができる国」にするための一歩となる。私たちは揺さぶられないような憲法の平和主義理念をしっかりと確認し、「統一戦線」（市民と野党との共闘）を維持し、改憲勢力に対抗していかなければならない。

憲法くん

松元ヒロ 作 武田美穂 絵



「へんなうわさを耳にしたんですけど、ほんとうですか。わたしがリストラされるかもしれない、というはなし」

第96条に改正の手続きが入っているけど、変えていいところといけないところがあるのでは。変えたいという人に聞いたら、「現実にあわないから」といわれた。戦争が終わったあと、こんな恐ろしいこと悲しいことは二度とあってはならないとの思いから生まれた理想＝憲法だったのでは。ふつうは、現実を理想に近づけるよう努力するものなのに、「理想を現実近づける時代」になってしまったのか。憲法くんは「初心に帰ってみましょうよ」と語りかける。憲法の初心は憲法前文にある。自分に誇りを持ち、みんなをたいせつにし、世界の平和を願う「憲法くん」、いいヤツだと思わないかい。戦争という名で人を殺したことも人に殺されたこともなかったことを誇りに思う「憲法くん」。憲法くんをどうするかはみなさんに託したい。

(後半に憲法全文ついてます)

ヒロさんのひとり芝居『憲法くん』を観にいらしてください。

価格 1400円＋税
発行 講談社
東京都文京区音羽 2-12-21
販売 03-5395-3625



二度と新聞を死なせない

小林 基秀（日本新聞労働組合連合中央執行委員長）

「新聞が死んだ日」。新聞労連が2008年7月に発行した「しんけん平和新聞」第4号の1面トップ記事の見出しです。平和新聞とは、広島・長崎の原爆や沖縄戦など戦争の悲惨さ残酷さをあらためて伝えるとともに、国民の戦意を煽った当時の新聞報道を検証することなどを目的に、05年から15年まで毎年1回発行したものです。この第4号のテーマは「新聞の戦争責任」でした。

同号は「新聞が死んだ日」、つまり新聞が統制を強める政府の軍門に下ったのは、1936年2月26日の「二・二六事件」だとしています。内務省の記事差し止め指示により新聞の1面トップのスペースが白いまま発行されたり、軍と距離を置いていた東京朝日新聞が反乱軍に「国賊」だとして襲撃を受けたりしました。この後、新聞から軍批判の記事が消え、太平洋戦争に突入後は、「大本営発表」を垂れ流すようになっていきます。

昭和初頭まで、新聞は総じて「反軍部」でした。それが最初に崩れるのが1931年の満州事変です。ラジオの登場で速報競争が激しくなる中、軍からいち早く情報を取るために、軍を持ち上げる記事が増えていきました。

新聞は、戦争のたびに部数を伸ばしました。1910年は約180万部にすぎなかった全国の発行部数が、20年に約350万部、30年に約1010万部、37年には約1330万部と急増します（出典：東京大学社会科学研究所）。

満州事変の次の分岐点が、海軍将校らが犬養毅首相を射殺した32年の「五・一五事件」。新聞は、「政党政治の腐敗墮落を正すためだった」「動機は純粹だった」など反乱将校に一定の理解や同情を示しました。彼らへの判決は最高で禁錮15年、後に恩赦されました。これが「二・二六事件」を呼び込んでしまいました。日本の孤立が決定的となった33年

の国際連盟脱退も、多くの新聞が支持しました。威勢の良い論調の方が売れたのです。

36年の「二・二六」事件の後も、37年の改正軍機保護法、38年の国家総動員法、40年には言論統制機構である情報局の設置、41年の新聞紙等掲載制限令と、新聞はがんじがらめになっていきます。政府は、言論統制をしやすいするため新聞社の経営にも直接的に介入。36年に当時の二大通信社を合併して同盟通信社（現在の共同通信と時事通信の起源）を設立させたほか、40年には「1県1紙」政策を打ち出し、約1200あった日刊紙が約50に統合されました。

言論弾圧に負けたのは、政府や軍の強権発動もありますが、最大の原因は、新聞が自社の利益のために、渋々あるいは率先して軍を賛美した、戦争を利用したことではないでしょうか。「柳条湖事件や盧溝橋事件は関東軍の自作自演だ」「日本軍が勝っているという大本営発表は嘘だ」と全紙が書けば、世論は変わっていたかもしれません。

では、現代の新聞に、それはできるでしょうか。正直、自信はありません。集団の自衛権の行使を可能とした「安保法制」や、戦前の治安維持法を想起させる「共謀罪」（改正組織犯罪処罰法）に対して、日本新聞協会は反対を表明していません。

だからこそ、新聞労働者の8割を組織する私たち新聞労連が、結束して権力の監視を続けることが重要だと考えます。新聞労連は、先に紹介した平和新聞のほか、戦争や人権問題をテーマに若手記者研修会を年2回開いています。最近のテーマは南京事件、死刑制度、えん罪、LGBT、共謀罪などです。新聞労連に結集し社の枠を超えて交流することこそ、いざという時に横の連帯を生かせるのだと期待しています。

しんけん平和新聞

(お問い合わせは、新聞労連新聞研究部へ
03-5842-2201)



第4号 新聞の戦争責任 二・二六事件 新聞が死んだ日



創刊号 日本が無条件降伏 ポツダム宣言受諾



第5号 日本の加害責任 (p.2~3)



第7号 東日本大震災 新聞が向き合った3・11



第11号 戦後70年 命こそ宝 戦わない国を

- 創刊号 日本が無条件降伏 ポツダム宣言受諾
2005.8.15発行
- 第2号 戦力不保持を明記 世界平和を希求
2006.5.3発行
- 第3号 日本、米英と開戦 報道、政府の完全監視
下に
2007.7.25発行
- 第4号 新聞の戦争責任 二・二六事件 新聞が死
んだ日
2008.7.25発行
- 第5号 日本の加害責任 沖縄二つの十字架
2009.7.23発行
- 第6号 排除と忘却 沖縄「屈辱の日」 再び祖国の
捨て石に
2010.7.22発行
- 第7号 東日本大震災 伝え 届ける 使命胸に 新
聞が向き合った3・11
2011.9.11発行
- 第8号 空襲 街包む 皆殺しの炎 市民40万超が
犠牲
2012.7.19発行
- 第9号 右傾化・集団化 破滅への万歳 大政翼賛
会発会 戦前「総仕上げ」
2013.7.24発行
- 第10号 忘却と向き合う 忘れない 伝えたい
2014.7.24発行
- 第11号 戦後70年 命こそ宝 戦わない国を
2015.8.15発行



戦争になったらどのように協力させられるか-医療

青山 光（東京地方医療労働組合連合会書記長）

2003年、2004年と当時の小泉政権下で、武力攻撃事態法や自衛隊法の改正、国民保護法などの、いわゆる「有事法制」が多くの国民の反対を押しきって成立しました。

この有事法制によれば、自衛隊法第103条により自衛隊が防衛出動した場合、都道府県知事が、国の要請を受け公用令書を発行して病院・診療所の管理を行うことができ、医療従事者には業務従事命令を出すことができます。

また、武力攻撃事態法によって、国が、地方公共団体に対し、事実上、対処措置を強制できることになっており、都道府県知事は、救援の実施として、医療の提供を含む必要な措置を行うこととなります。

これらによって医師、看護師等の医療従事者は、公用令書によって徴用されたり、都道府県知事の業務指示によって救援としての医療行為に従事させられたりすることになります。有事法制のもとで、医療従事者には戦争に動員される仕組みが、すでにできあがっているといえます。

これらは、いわゆる「日本有事」の際の仕組みとして作られましたが、解釈改憲された集団的自衛権のもとで、適用拡大が今後予想されます。

現状では、国連PKOなどで海外での救援活動に当たっている日本赤十字の職員や、国立病院機構や自治体病院などの、いわゆる公的医療機関で働く職員が、真っ先に動員される可能性が実際に指摘されています。

過去の戦争でも、医療は、軍事行動と一体不可分の衛生活動や治療行為といった兵站を担わされてきました。太平洋戦争下では多くの医療従事者が動員され、国内では深刻な医療労働者不足になり、医師は6万7千人（1941年）から1万1千人（1944年）、看護師は15万人から3万人と激減しました。国民の「医療を受ける権利」は戦争で簡単に壊されます。国民の医療は平和でなければ守られないのです。

戦後再出発した労働組合運動の中で、医療労働者は戦争協力しない、「二度と白衣を戦場の血で汚さない」を合言葉に活動してきました。

日本医労連は、「戦争法」の強行可決が近づいた2015年の夏、戦争する国づくりNOを掲げ、新聞の全面広告をはじめ、あらたなキャンペーンを開始しました。構成する各組合、各医療機関との間で、戦争協力しない労使協定や共同宣言を結ぶ取り組みを全国に広げつつ展開しています。

自衛隊の駆けつけ警護任務付与など、憲法を破壊しあらたな段階に踏み込んだ安倍政権のもとで、防衛省では「自衛隊の第一線救護の検討」として2015～2016年の6回の検討会で、自衛隊員に救急救命士や准看護師の資格を持たせて、戦闘地域での負傷者の救命率を高める応急救護のあり方などを検討しています。この検討会は都立病院の前院長を座長に、日本医師会や大学病院の医師なども名を連ねており、官民一体となった戦闘準備がすすめられようとしています。紛争国の戦闘地域での負傷者の救護、野戦病院から後方の病院への移送などの段階を踏んで、日本国内の医療機関に協力が求められることは、容易に想像がつかます。戦闘訓練時の負傷などに応じる場面も出てくるでしょう。

国の交戦権を否定し、紛争解決のための武力行使を放棄している現行憲法下では、自衛隊の本格的な戦闘を支える仕組みがないので、それらを整える必要があるというわけです。現実の危険はすぐそこまで来ている感があります。

労働組合は職能団体にも対話と共同を広げ、実際の戦闘準備をさせない取り組みを通じて、有事法制の発動を阻止するために、これからも、学び、行動していきます。



戦争になったらどのように協力させられるか-港湾

市川 康太郎（全国港湾労働組合連合会書記次長）

「戦争になったら…」私たちが知る範囲で言えば、朝鮮戦争とベトナム戦争を先輩たちは経験している。朝鮮戦争の時、港湾労働者は日本での荷役作業にとどまらず、戦地での荷役作業に従事させられた。何も知らされないまま輸送船に載せられ、敵地上陸作戦の一環として、朝鮮半島に輸送された軍事物資を揚げ降ろしする作業に従事させられた。記録（児島謙著「朝鮮戦争」第三巻）によると「仁川上陸作戦に際し、沖仲仕（はしけと本船との間で、荷物の揚げ降ろしをする人夫）だけで3936人が参加した」と言われている。1950年6月から51年1月までの間に381人の死傷者（特殊港湾荷役者＝業務死亡1人、業務上疾病79人、その他21人、計101人。特殊船員＝業務上死亡22人、業務上疾病20人、私傷死4人、私傷病208人、計254人。その他朝鮮海域等において特殊輸送業務に従事中死亡した者26人＝港湾荷役4人、船員22人）、つまり戦死者・戦傷者が出ている。

ベトナム戦争では、軍事物資の港湾船荷役（横浜港、神戸港、門司港を中心に行われた）は一刻一秒をあらそう公共荷役になる。徹夜作業は当たりまえで、食事をとりながら、あるいは食事抜き連続作業だったと聞いている。軍事機密をとまなうためにカービン銃で武装した米兵に見張られながら作業した経験も伝えられている。

このような諸先輩の経験や記録上の戦時の港湾を知れば知るほど、「加害者になることも、被害者になることも拒否する」という立場から、全国港湾は99年の新ガイドライン（周辺事態法など）の反対運動を取り組み、航空労働者が呼びかけた共同行動にも参加し、これが「陸・海・空・港湾20労組団体」へと発展し、99年5月21日には5万人の大集会を成功させることができた。

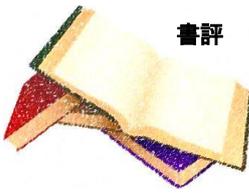
戦前、港湾は国家管理であったが、戦後制定された港湾法は、港湾を地域経済と住民生活を支える公共施設として位置づけ、地域による民主的な運営が不可欠であるとして、港湾管理者を地方自治体にした。

国は、戦争遂行のために自由に港湾を使用する権限を手に入れようとして、99年には港湾法の一部改正を行い「不平等取扱の禁止」を改正し、「運輸大臣（当時）の求めがあったときは遅滞なく当該行為を停止し、または当該行為について、必要な変更を行わなければならない」とした。2003年6月に制定された、「武力攻撃事態法」により、日本の平和と独立等を確保するために政府が行う対処措置の基本理念、国や地方公共団体等の責務、国民の協力その他の基本となる事項が決められた。

安倍内閣は12年の第2次政権以降、毎年のように国民の声に逆らって、日本を「戦争できる国」にするための違憲立法を次々と強行してきた。国民の目と耳をふさぐ秘密保護法の制定（13年）、自衛隊が海外で武力行使をすることを可能にした安保法制＝戦争法の強行（15年）、「内心」を処罰する「共謀罪」法は、「治安維持法」と同様の内容であり、「戦争できる国づくり」に向けて、監視社会を強め、これに反対する発言や活動を萎縮させ弾圧する危険性が増している。「戦争できる国づくり」の法整備は整えられたが、憲法9条が最後の砦となっており、これらの法律を発動させないことがますます重要になっている。

「戦争になったら」、有事法制で、自衛隊に法的根拠を与え、国や地方公共団体あるいは指定公共機関が必要な措置を実施する責務に国民を協力させることができる。戦争法（安保法制）で、自衛隊が紛争解決のために武力行使を行う。当然、敵を殺し、自衛隊員も殺されるばかりか、日本に対する報復攻撃、テロなどのリスクが格段に高まり、国民の基本的な人権が奪われる。

全国港湾は、「戦争の加害者にも、被害者にもならない」という立場から、沖縄の辺野古新基地建設反対の取り組みとして、本土から土砂の搬出をさせない取り組みを進めている。「戦争になったら」軍事物資の搬出入の阻止と関連作業に従事しない取り組みを行う決意である。



書評

『そして、メディアは日本を戦争に導いた』

半藤一利 保阪正康 著 2016年3月 550円＋税 文春文庫

(2013年10月 東洋経済新報社)

共に昭和史研究家で作家の半藤一利と保阪正康が、負の昭和史の教訓を、それにかかわったメディアに焦点を当てて検証した密度の高い対談の記録である。

「はじめに」で半藤一利は、自民党の改憲草案に触れ、「第9条の論外の改悪は断固として許すことはできない」が、それと同様に「第21条の条文には愕然となった」という。それは「集会、結社及び言論、出版その他一切の表現の自由は、保障」するとなっているが、「2 前項の規定にかかわらず、公益及び公の秩序を害することを目的とした活動を行い、並びにそれを目的として結社をすることは、認められない」となっているからだ。

「公益及び公の秩序」は草案の随所に登場し、「公益」「公の秩序」はいくらでも拡大解釈され、要するに「権力者の利益」と同義であ

り、それに反するものが弾圧されることになるのは、昭和史の歴史的事実が証明している、と怒りを込めて指摘している。

本文では、政府や軍部のメディア活用（メディアが国家の宣伝機関に）や弾圧の態様が濃密に語られている。その結果、戦争の悲劇へと国民を引きずり込むという犯罪的役割をメディアが果たしてしまったことを指弾している。また、知識人や教育者の転向の欺瞞をも暴いているのだ。

「おわりに」の「文庫版に寄せて」で保阪正康は書いている。出版労連などのメディア関係者への講演で、「正直なところ少々『権力』に鈍感ではあるまいか」と感じたそうだ。自戒も込め、自己検証すべきとの指摘ではないだろうか。権力者に屈服した負の歴史を正視し、教訓を導き出し、実践に生かさなければいけない。 (小山比路志)



原発事故後 現況は良い方向へと動いているか？

福島 敦子(福島県南相馬市出身、京都府木津川市在住)

東日本大震災による福島第一原子力発電所爆発事故から6年半が過ぎ、避難者への住宅無償提供が打ち切れ、事故も収束せず、除染効果も見られない高放射線量の福島県への強制帰還の渦中にいます。

人よりも経済を「復興」するのが仕事の復興庁。大臣は、「避難は自己責任！ 事故は東北でよかった！」と無責任な発言で避難者を傷つけました。

福島県は、避難者や県内の仮設住宅に住まう人々の生活基盤が奪われることへの不安の声を傾けることをしません。

また福島県民の健康状態を把握し、早期発見、早期治療目的で実施している「県民健康調査」においても、今年6月に発表された報告によれば、子どもの甲状腺がんは疑いを含め191人になり、経過観察となった2523人の子どもたちの中で、3人にがんが見つかったのに公表せず、批判を浴びています。

福島第一原子力発電所近隣の山林が今年4月に火事に。チェルノブイリの原発事故では山火事は放射性物質が飛散するという理屈は常識なのに、山火事で高濃度放射性物質が拡散とした新聞社が、デマだと言われ謝罪しました。のちに、福島県はモニタリングポストのセシウム137の濃度が前日の3~9倍という微妙な発表をしました。県外地域が年間1ミリシーベルトという公衆被ばく線量のルールの中で生活しているのに、福島県民は年間50ミリシーベルト未満までの被ばくの我慢と、またいつ起きるかわからない山火事や破れたフレコンバッグからの放射性物質の飛散による呼吸被ばくにさらされながら暮らしています。

私は、京都への避難者とともに「原発賠償京都訴訟」の原告になり共同代表をし、国と東電と闘っています。また、みなさまも原告になれる「大飯原発差止京都訴訟」の世話人もしています。ともに立ち上がり、声をあげ、何人も被ばくしない・されない社会にしていきましょう！

🌸 編集後記 🌸

「北朝鮮がミサイルを発射」とJアラートが叫びます。メディアは「これまでにない深刻かつ重大な脅威で…国際社会と連携し、北朝鮮に対するさらなる圧力を強化する」という首相談話をこれでもかというほど垂れ流しました。はたして真実は国民に伝えられたのでしょうか？ 圧力一辺倒で事態は解決するのでしょうか？ 喧伝される「危機」は、巧みな改憲誘導とすら思えます。今号は『「戦争できる国」へ 壊憲の足音』をテーマに、安倍首相が掲げる9条「加憲」論の危険性を考えます。また、戦前・戦中の戦争報道が軍や政府の言論弾圧に屈して真実を伝えなかった、さらには売上げ増をもくろみ戦意高揚に加担したという痛切な反省から、新聞労働者の決意と「しんけん平和新聞」のとりくみを紹介します。ひとたび戦争がおこれば政府や自治体の出動要請を拒めない医療従事者、港湾労働者の現実も紹介します。「戦争する国」にさせないために、一人ひとりの問題として考えてみましょう。(T)